

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370775

研究課題名(和文)近現代日本の「行き倒れ」に関する地域史的・比較史的研究

研究課題名(英文)The regional and comparative historical study on 'Ikidaore', the sick or the dying on the street, in modern and contemporary Japan

研究代表者

竹永 三男 (TAKENAGA, MITSUO)

島根大学・法文学部・客員研究員

研究者番号：90144683

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、先ず、戦前の府県庁文書中の「行き倒れ」関係文書を、全国の公文書館について調査・収集して新たな史料を確認し、分析した。

次に、福島県庁文書を分析して、子連れ・妊産婦の「行き倒れ」人の実態と地域社会による救護の実態を解明した。さらに、全国最多の「行き倒れ」発生地である東京府について、1899年の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」施行後の東京府規則の変遷と運用実態の分析を行い、救護経費の負担軽減活動を検出して、政府の「行き倒れ」対応行政に対する地域の要求内容を明らかにした。最後に、「行き倒れ」実態と救護法制の比較史的研究の基盤を作った。

以上の研究成果は、学術論文3編として発表した。

研究成果の概要(英文)：In this study the documents on 'Ikidaore'(the Sick and Dying on the Street) are collected in almost prefectural Archives in Japan. Then the actual conditions of female 'Ikidaore', who were with children or expectant and nursing mothers, and relief by the local community became clear. Also the rules and the administration in Tokyo Prefecture after the Law Enforcement about the Handling of the Sick and Dying on the Street 1899, also became clear. And the activities of Tokyo City and its Wards, demanding reduction of administration cost, became clear. Moreover the base of comparative historical study on 'Ikidaore' and its relative laws were laid.

All of that results were published as three theses.

研究分野：日本史

キーワード：行き倒れ 行旅病人 行旅死亡人 地域史 都道府県庁文書 子連れ・妊産婦 比較史

1. 研究開始当初の背景

(1) 行旅病人・行旅死亡人（以下「行き倒れ」と総称する）をめぐる研究状況

本研究開始当初の「行き倒れ」をめぐる研究状況は、次のとおりであった。

①社会事業史・社会福祉史の分野で一定の研究蓄積はあったが（日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』勁草書房、1960年など）、

②歴史学分野では、近世史研究者によって行われていたものの（a. 幕藩制下の「行き倒れ」対応を在地慣行と幕藩法令等との関係で分析した松本純子氏・柴田純氏らの研究。松本純子「行き倒れ人と他所者の看病・埋葬」『東北文化研究紀要』通巻第42集、2000年、柴田純「行旅難患者救済システムについて」『史窓』58、2001年など。b. 城下町での「行き倒れ」処理実態を究明した藤本清二郎氏らの研究。同「江戸期、城下町における行倒人・孤独人の介抱と扶養」『紀州経済史文化史研究所紀要』25、2005年など）、

③近現代史研究においては、小川信雄氏が1871年の「行旅病人取扱規則」の制定過程を実証し、1882年に「行旅死亡人取扱規則」に改定される経過を見通したに止まっていた（同「行旅病人取扱規則から行旅病人及行旅死亡人取扱法へ」『千葉県史研究』6、1998年）。

(2) 本研究の研究代表者（竹永三男）による研究の展開

このような中で、竹永三男は、科学研究費補助金基盤研究(C)による地方長官会議の研究（「1890～1947年の地方長官会議の政治的研究」（研究代表者：竹永三男(単独)、研究課題番号：18520497）によって全国各都道府県の公文書館所蔵文書を調査する中で、各県の行政文書に管内市町村の「行き倒れ」救護関係文書があることを確認し、その一部を利用して本課題の研究に着手し、研究成果を学術論文として発表していた(竹永三男「行き倒れ」の近代史—明治政府・福島県の『行き倒れ』対応法制と日露戦後の福島県における「行き倒れ」事例の検討』『部落問題研究』184、2008年ほか)。これらの研究により、「行き倒れ」の事例とその救護行政の在りようが、近現代日本における人の移動、底辺労働市場、「貧困」とその中で生きる人々の具体的・実証的な歴史的研究の格好の分析対象であることを確認していた。

(3) 「行き倒れ」研究のための科研費の申請・採択・交付、研究の推進とその成果

以上のような研究状況と史料の存在状況の確認の上に立ち、「行き倒れ」に関する歴史的研究を系統的・実証的に進めるためには、関連史料の調査を全国の都道府県公文書館等について網羅的に進め、その分析を行うことが必須かつ可能であるとして、その研究条件

を整えるため科学研究費補助金の交付申請を行った。そして、科学研究費補助金基盤研究(C)「近現代の日本における行旅病人・行旅死亡人に関する歴史的研究」（研究代表者：竹永三男(単独)、研究期間：2009～2012年度、研究課題番号：21520674、以下「先行科研」と略記）の交付を受けて研究を進めた。

この「先行科研」研究によって、次の成果を得た。

①小川信雄氏の研究を発展させて「行き倒れ」対応法制の成立過程とその歴史的背景を究明した（竹永三男「近代日本における行旅病人・行旅死亡人対応法制の成立と展開—明治維新後の政府・府県の『行き倒れ』対応法規の検討」『部落問題研究』196、2011年）。

②「行き倒れ」の実態と地域社会・発生地市町村における「行き倒れ」対応の分析を通して、当該時期（日露戦後）の日本社会の特質を論じた（竹永三男「近現代の『行き倒れ』（行旅病人・行旅死亡人）の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」『部落問題研究』201、2012年）。

③全国の都道府県公文書館所蔵文書に遺存する「行き倒れ」関係文書の中でも、「行き倒れ」実態を具体的に把握することができる「行旅病人尋問調書」（救護された「行き倒れ」人自身の口述記録）の分析によって、「行き倒れ」人の離郷理由、家族関係、流浪中の糊口手段と地域社会の対応を包括的に論じた（竹永三男「日露戦後の行旅病人と家族・労働・地域社会—福島県内で行き倒れた二五〇人余の声から」『日本史研究』607、2013年）。

本研究は、このような竹永自身の研究成果を、関係史料の補充調査等に基づいてさらに発展させることを目指して計画・遂行したものである。

2. 研究の目的

本研究は、上述のように、竹永三男が研究代表者として交付を受けて進めた「先行科研」研究の成果を発展させるとともに、同研究で明らかになった新たな課題を究明することをめざして計画した。そして、その出発点において、次の3点を研究目的として掲げた。

①本研究では、戦前期を対象として、行旅病人・行旅死亡人の実態を、その中で最も苛酷な状況にある女性・子供・老人に着目して解明すること、

②行旅病人救護・行旅死亡人取扱に関する道府県規則とその運用を全国的に比較検討することにより、本研究を地域史研究としてさらに発展させること、

③行旅病人・行旅死亡人対応法制とその運用実態を、近世と近代、日本と諸外国で比較検討することにより、本研究を比較史研究として発展させること、

以上である。

3. 研究の方法

(1) 「行き倒れ」関係史料の調査とその成果
本研究の方法の第一の特徴は、全国の公文書館等が所蔵・公開している「行き倒れ」関係史料を網羅的・系統的に収集し、これを分析・利用することである。

即ち、本研究では、3年間の研究期間を通して、「先行科研」による史料調査の補充調査を、秋田県公文書館、宮城県公文書館、福島県歴史資料館、東京都公文書館、京都府立総合資料館、鳥取県立公文書館、福岡共同公文書館、長崎歴史文化博物館の8都府県公文書館等について実施した。

(2) 研究目的に即した研究課題の具体化とその研究方法

「2. 研究の目的」で示した3つの研究目的に沿って、上記の関係史料の調査を行い、また、収集史料を分析する中で、具体的な研究課題と方法を次のように設定していった。

① 「行き倒れ」人の実態・発生要因・再生産状況を、福島県歴史資料館で収集した福島県と「行き倒れ」発生地市町村との往復文書中に編綴された「行旅病人尋問調書」を分析することにより、「行き倒れ」人の中でも最も苛酷な状態にある女性と子供について明らかにするとともに、女性の「行き倒れ」人の実態をジェンダーの視点から分析・解明する。

② 地域社会の慈恵救済機能を、「行き倒れ」発生地市町村の救護記録の分析により、女性・子どもの「行き倒れ」人に即して明らかにする。

③ 近現代の日本で制定された「行き倒れ」対応法制（1871年の「行旅病人取扱規則」、1882年の「行旅死亡人取扱規則」、1899年の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」）に準拠した各道府県の「行き倒れ」対応規則の制定過程と運用実態の分析を、全国各道府県中で一貫して「行き倒れ」が最も多数発生していた東京府について行う。その際、『帝国統計年鑑』に掲載される1913～1934年度の期間の行旅病人・行旅死亡人数を検討し、東京府での「行き倒れ」発生件数の推移とその全国的位置を確認するとともに、「先行科研」で収集した東京都公文書館所蔵東京府行政文書・東京市行政文書中の「行き倒れ」関係文書群を、同館の「件名索引」を活用して検索・確認し、これを利用する。

④ 近現代の「行き倒れ」対応法制・府県規則および地域社会の「行き倒れ」対応の実際を、近世社会におけるそれと比較検討する。その際、近現代については上記の福島県歴史資料館で収集した文書の分析によって明らかにし、これを同地域の近世史研究による成果と比較対照する。

⑤ 「行き倒れ」対応法制の存否・内容とその運用を、欧米・アジア諸国との比較の中で明らかにする研究を進める。その際、本研究としては在京大使館への郵送による照会調査を行うとともに、この課題での共同研究の開始

に努める。

4. 研究成果

(1) 「行き倒れ」関係史料の補充調査・収集
3年間の研究期間に至る間に全国の各公文書館等において所蔵文書の整理・公開が進んだこと、就中「件名目録」が公開されたことにより「先行科研」までの調査では不明であった簿冊の中に編綴されている「行き倒れ」関係文書の確認・撮影収集を次のように大きく進めることができた。

① 秋田県……明治前期に行われた行旅病人送付関係文書を確認・収集した。

② 福島県……日露戦後の福島県と福島県内市町村との往復文書を編綴した2冊の簿冊を新たに収集した。

③ 福岡県……県内市町村で戦後発生した行旅死亡人の行政対応簿冊を収集した。

④ 長崎県……明治初年の行旅死亡人・棄児関係簿冊を収集した。

これらの収集史料は、本研究で活かすとともに、研究代表者の今後の「行き倒れ」研究の基礎史料ともなるものである。また、後述する科研共同研究の研究組織で共有することにより、その推進の基礎となるものである。

(2) 5つの研究課題ごとの研究成果

設定した研究課題ごとの研究成果は次のとおりである。

① 女性・子供の「行き倒れ」に関する研究

収集した日露戦後の「行き倒れ」関係文書の分析により、妊産婦・小児および小児同伴の「行き倒れ」事例を網羅的に検出し、男女別、病、本籍地、流浪期間、親子・夫婦関係、妊娠・出産・養育、生業・糊口手段等の分析を行った。また、34例の子連れの「行き倒れ」中の28例が母親によるものであることを確認し、その理由・背景を、行旅病人救護記録や「行旅病人尋問調書」の分析と、明治維新後の夫婦・家族関係に関する法規制の分析によって明らかにした。その成果は、竹永三男 2013年、2016年として発表した。

② 地域社会の慈恵救済機能に関する研究

①と同類の史料の分析により、「行き倒れ」に至った人々が止宿した「旅人宿」（木賃宿）の経営主など地域社会の人々が「行き倒れ」人に対して行った救護・支援の実際（看護、就業先紹介等）を具体的に明らかにした。その成果は、竹永三男 2013年として発表した。

③ 東京府における「行き倒れ」対応規則の制定過程・内容と運用実態の分析

第一に、『帝国統計年鑑』の分析により、1913～1934年度の期間、東京府が一貫して全国第一の「行き倒れ」発生地であることを確認した。

第二に、1899年の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」とこれに附随する同年の内務省令第23号に合わせて制定された東京府の「行き倒れ」対応規則（1899年の東京府訓令第37号）と、その後1903年、1906年に二度にわたって

改定された同規則とを比較対照して、東京府の「行き倒れ」対応規則の変遷を追跡し、併せて、府内の市町村との往復文書、内務省との往復文書の分析に基づいて、その運用実態を明らかにした。

第三に、そのような東京で「行き倒れ」た人々の実態を、東京の「行き倒れ」救護施設である東京市養育院の「収容者物語」(『東京市公報』所載)によって明らかにした。

第四に、「行き倒れ」最多発地であることから必然的に生ずる行政的対応経費の増大問題に、東京府・東京市が如何に対応したかを、市内各区の動向を含めて分析し、財政負担問題とその解消要求の実際を示した。

以上の研究成果は、竹永三男2014年として発表した。

④近現代の「行き倒れ」対応と近世社会におけるそれとの比較検討

福島県行政文書の分析によって解明・作成した「行き倒れ」発生からその行政的対応の終結までの「流れ図」を、松本純子氏が近世の同地域の実際について作成していた同様の「流れ図」(松本純子「近世における行き倒れの一分分析」『日本歴史』651、2002年)と比較・検討し、その共通性と異同を明らかにした。その成果は、竹永三男2016年に図示して発表した。

⑤「行き倒れ」対応法制の存否・内容とその運用の比較的研究

在京大使館に対する郵送による調査はこれを継続している。それとともに、この課題をさらに追究するため、近世における「行き倒れ」とそれへの対応を研究している藤本清二郎氏と協議し、藤本清二郎氏を研究代表者として新たに総合的な共同研究を組織した。この共同研究は、2015～2017年度の基盤研究(B)「行き倒れに関する国際的比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の分析」(研究課題番号：15H03247)として開始し、日本近世・近現代、社会福祉、清代中国、植民地朝鮮、イギリス法制史等を研究課題とする研究者の参加を得て進めている。

以上、本研究は、近代日本の「行き倒れ」について、史料の徹底した調査と新たな史料の確認・利用(「行き倒れ」救護記録、「行旅病人尋問調書」)に基づき、「行き倒れ」の実態から救護・法制とその変遷に至る総合的・体系的な研究を初めて行ったという意義を有するものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

①竹永三男、日露戦後の福島県における女性の「行旅病人」、女性史学、査読有、23、2013、75-81

②竹永三男、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」施行後の東京府における「行き倒れ」とその対応行政に関する基礎的検討、部落問題研究、

査読有、207、2014、36-103

③竹永三男、子連れ・妊産婦の「行き倒れ」人とその病一日露戦後の福島県の事例の分析、部落問題研究所編『身分的周縁と部落問題の地域史的研究』公益社団法人部落問題研究所、査読無、2016、297-335

〔学会発表〕(計1件)

①竹永三男、「行き倒れ」人と子連れ・女性・病一日露戦後の福島県の事例の検討、部落問題研究所歴史研究会、2015年8月1日、公益社団法人部落問題研究所(京都市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称：発明者：権利者：種類：番号：出願年月日：国内外の別：

○取得状況(計0件)

名称：発明者：権利者：種類：番号：取得年月日：国内外の別：

〔その他〕ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

竹永 三男 (TAKENAGA, Mitsuo)
島根大学・法文学部・客員研究員
研究者番号：90144683

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし